



みなし道路に関する要綱の 一部改正を行います

令和8年度からの「白河市建築行為等に係る後退用地等に関する要綱」改正により、後退用地等の測量・分筆に係る費用について、建築主等の自己負担となります。

また、後退杭については設置箇所を両端等とし、建築主等はその杭を常時適正な状態に保つよう努めることとなります。

ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。

改正予定日 令和8年4月1日

改正前

- 売り渡し・譲与の場合
 - ① 後退用地等の測量・分筆は市が負担
 - ② 所有権移転登記は市が負担
- 後退杭の設置
 - ① 市が杭を支給
 - ② 箇所の明記なし
 - ③ 機能保全の明記なし



改正後

- 売り渡し・譲与の場合
 - ① 後退用地等の測量・分筆は建築主等が負担
 - ② 所有権移転登記は市が負担
- 後退杭の設置
 - ① 杭の支給なし
 - ② 両端・曲点に設置
 - ③ 建築主等は杭を常時適正な状態に保つよう努める
- 共通事項（売り渡し・譲与・確約書）
 - ① 原則として地籍測量図の提出

【お問合せ先】 白河市 建設部 建築住宅課 建築係

白河市八幡小路7-1 本庁2階

TEL0248-28-5532 FAX0248-24-1854